

熊本市公報 (臨時)

第1435号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 臨時発行

目次

公 告

○空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく公告【中央区世安町】(公告第1号) ……	2
○空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく公告【南区御幸笛田7丁目】 (公告第2号) ……	3

公 告

公告第 1 号

令和2年1月6日

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項の特定空家等であると認められる建築物(以下「本件建築物」という。)について、その所有者及び管理者(以下「所有者等」という。)を確認することができないため、同法第14条第10項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 本件建築物の所在等

所在 熊本市中央区世安町字川端556番、556番1

用途 住宅

2 所有者が行うべき措置

本件建築物の除却

3 措置の期限

令和2年(2020)年2月20日

4 略式代執行

期限までに措置が行われない場合は、熊本市長又はその命じた者若しくは委任した者(以下「市長等」という。)が、所有者等の負担において、本件建築物を除却する。

5 本件特定空家等の中の動産の取扱い

市長等が本件建築物を除却する際、本件建築物の中及びその敷地に残置されている動産等(以下「動産等」という。)は、当該動産等に相当の価値があると市長等が認めるものを除き、撤去・処分する。

動産等について所有権その他の権利を主張する者は、措置の期限までに当該動産等を搬出し、又はその物を指定して動産等を保管し、若しくは引き渡すよう以下の問い合わせ先へ通知すること。

6 問い合わせ先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局住宅部空家対策課

電話(直通) 096-328-2514

公告第 2 号

令和2年1月6日

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項の特定空家等であると認められる建築物(以下「本件建築物」という。)について、その所有者及び管理者(以下「所有者等」という。)を確知することができないため、同法第14条第10項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 本件建築物の所在等

所在 熊本市南区御幸笛田7丁目1658番18

用途 住宅

2 所有者が行うべき措置

本件建築物の除却

3 措置の期限

令和2年(2020)年2月20日

4 略式代執行

期限までに措置が行われない場合は、熊本市長又はその命じた者若しくは委任した者(以下「市長等」という。)が、所有者等の負担において、本件建築物を除却する。

5 本件特定空家等の中の動産の取扱い

市長等が本件建築物を除却する際、本件建築物の中及びその敷地に残置されている動産等(以下「動産等」という。)は、当該動産等に相当の価値があると市長等が認めるものを除き、撤去・処分する。

動産等について所有権その他の権利を主張する者は、措置の期限までに当該動産等を搬出し、又はその物を指定して動産等を保管し、若しくは引き渡すよう以下の問い合わせ先へ通知すること。

6 問い合わせ先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局住宅部空家対策課

電話(直通) 096-328-2514